(証券コード6084)
2018年３月12日

株 主 各 位

東京都港区西新橋三丁目23番５号
株式会社オウチーノ
代表取締役社長　堀口育代

第15回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第15回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2018年３月27日（火曜日）午後６時までに到着するようご送付いただきたくお願い申し上げます。

敬　具

記

1. 日　　時　　2018年３月28日（水曜日）　午前10時
（受付開始は午前９時30分となっております）
2. 場　　所　　東京都港区芝公園二丁目５番20号
メルパルク東京　６階「ラ・ルミエール」
3. 会議の目的事項
報 告 事 項　　1. 第15期（2017年１月１日から2017年12月31日まで）
事業報告及び連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第15期（2017年１月１日から2017年12月31日まで）
計算書類報告の件
決 議 事 項
第１号議案　　定款一部変更の件
第２号議案　　取締役６名選任の件
第３号議案　　補欠監査役１名選任の件
第４号議案　　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

以　上

◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎ 法令及び当社定款第14条の規定に基づき、本招集ご通知に添付すべき書類のうち連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト（https://corporate.o-uccino.jp/）に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告書をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類には、本招集ご通知添付書類への記載のもののほか、この連結注記表及び個別注記表として表示すべき事項も含まれております。

◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の記載事項を修正する必要が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（https://corporates.o-uccino.jp/）に掲載させていただきますのでご了承ください。

（添 付 書 類）

第15期　事　業　報　告

（2017年１月１日から2017年12月31日まで）

1.　企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当社は、「すまいを変えて、くらしを豊かに。もっと。」を企業ミッションとして、住まい探しをする生活消費者に向けた住宅・不動産関連ポータル事業を行っております。ユーザーファーストを徹底し、また、住宅・不動産業界の情報格差をなくすことで、ユーザーが住まいの売買を快適に行えるポータルサイトの運営を目指しております。

また、2017年５月１日付で、富裕層向け物件仲介・コンシェルジュサービスを行う株式会社Seven Signatures International（以下、「SSI」といいます。）を株式交換により完全子会社化し、富裕層向けコンサルティング事業を開始いたしました。

一方、経営リソースを集約し、注力分野を強化するため、当社における既存事業のうち「インターネット広告代理事業」、「医療サイト事業」及び「投資用海外不動産セミナー事業」につきまして、各々、廃止、会社分割（簡易吸収分割）、事業譲渡を行いました。並びに、廃止予定とした「プロパティ事業」につきましても、前連結会計年度までに取得した販売用不動産の売却を完了し、事業を終了いたしました。

2017年４月の経営方針変更後、当社は、当連結会計年度を事業再構築期間と位置付けており、エンジニアを中心とした人材採用などの先行投資が発生いたしました。なお、事業進捗は計画通りであり、事業面では公表した業績予想を上回る着地となりました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は1,296,728千円（前連結会計年度比16.9％増）、営業損失は315,267千円（前連結会計年度は営業損失123,470千円）、経常損失は312,552千円（前連結会計年度は経常損失132,180千円）、親会社株主に帰属する当期純損失は286,910千円（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失384,078千円）となりました。SSI及びその子会社（以下、「SSグループ」といいます。）については、みなし取得日を2017年６月30日としているため、2017年７月１日以降の四半期損益計算書を連結しております。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は26,998千円であり、主なものは東京本社移転に伴うオフィス設備工事に係る支出15,901千円、社内利用のパソコンに係る支出5,007千円、SSIにおけるコーポレートサイト改修に係る支出2,425千円等によるものであります。

(3) 資金調達の状況

新株予約権の行使に伴う増資により19,308千円を調達しております。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

当社は、2017年５月１日付で、医療サイト事業を会社分割（簡易吸収分割）により、株式会社アイフラッグに継承いたしました。

また、2017年10月31日付で、投資用海外不動産のセミナー事業を福岡範洋氏に事業譲渡いたしました。

(5) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権の取得又は処分の状況

当社は、2017年５月１日付で、株式会社Seven Signatures Internationalを株式交換により完全子会社化いたしました。

(6) 対処すべき課題

当社グループは、2017年４月の経営方針変更以降、事業の再構築に取り組み、早期の収益性向上を目指しております。

上記を踏まえ、当社の対処すべき課題として、以下の点に積極的に取り組んでまいります。

① ユーザーファーストの徹底

当社グループは、「ユーザーファースト」の徹底を目指してまいります。

住宅・不動産関連ポータル事業におきましては、ユーザーにとって最適なサービス及び新機能の開発や、コンテンツを通じた住宅・暮らしに関する情報格差の解消等により、ユーザーにとって不動産取引をより身近に感じられるサービス作りを行ってまいります。

SSグループが行う富裕層向けコンサルティング事業におきましても、当該事業のユーザーである富裕層のお客様の需要を、適切・適宜に汲み取ることを徹底してまいります。

② 収益性の改善

当社グループは、事業の再構築により収益力を強化すると同時に、新サービスの開発による収益源の多様化を目指すことで、営業損益黒字化の早期実現に努めてまいります。

③ コンプライアンス体制の強化

法令及び業界自主規制を遵守し、企業としての社会的責任を果たすため、管理体制の整備を図るとともに、当社グループ役職員への教育を徹底し、コンプライアンス体制の充実に努めてまいります。

④ 人材確保

当社グループが将来に向けて成長を続けていくうえで、必要な人材を十分かつタイムリーに確保していくことが重要であると考えております。エンジニア・デザイナーを中心に、専門分野の高い技能を有する人材の採用を積極的に行ってまいります。

株主の皆様におかれましては、なお一層のご支援、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

(7) 企業集団の財産及び損益の状況の推移

期別 項　目	第12期 2014年12月期	第13期 2015年12月期	第14期 2016年12月期	第15期 (当連結会計年度) 2017年12月期
売上高（千円）	―	1,522,332	1,108,920	1,296,728
経常利益または経常損失（△）（千円）	―	7,468	△132,180	△312,552
親会社株主に帰属する当期純損失（△）（千円）	―	△27,750	△384,078	△286,910
1株当たり当期純損失（△）（円）	―	△23.35	△305.07	△121.42
総資産（千円）	―	1,302,759	1,767,481	1,592,893
純資産（千円）	―	798,869	1,329,976	1,214,856

(注) 1．第13期より連結計算書類を作成しているため、第12期については記載しておりません。
2．1株当たり当期純損失は、自己株式を控除した期中平均発行済株式の総数により算出しております。

(8) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係
該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社スペースマゼラン	100,000千円	100.0%	不動産の売買、仲介、賃貸、管理及び鑑定ほか
株式会社Seven Signatures International	100,000千円	100.0%	不動産の仲介、管理、不動産に関するコンサルタント業ほか

(注)㈱Seven Signatures Internationalは、2017年５月１日付の株式交換により当社の完全子会社となりました。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な事業内容（2017年12月31日現在）

当社グループは、住宅・不動産関連ポータル事業及び富裕層向けコンサルティング事業を主な事業とし、併せてこれに附帯する一切の事業を営んでおります。

(10) 主要な営業所（2017年12月31日現在）

当社	本社	東京都港区
	大阪支社	大阪府大阪市中央区
	福岡支社	福岡県福岡市博多区
子会社	株式会社スペースマゼラン	東京都港区
	株式会社Seven Signatures International	東京都港区

(11) 従業員の状況（2017年12月31日現在）

企業集団の従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減数
80名	25名増

（注）1．従業員数は就業人員であり、受入出向者を含みます。
2．従業員数が25名増加しておりますが、㈱Seven Signatures Internationalを子会社化したこと及び当社にて事業再構築のための人員採用を積極的に行ったためであります。

(12) 主要な借入先（2017年12月31日現在）

借入先	借入金残高（千円）
株式会社三井住友銀行	74,994

(13) 剰余金の配当等を取締役会が決定する旨の定款の定め（会社法第459条第１項）があるときの権限の行使に関する方針

当社では、株主に対する利益の還元を経営上重要な施策の一つとして認識しており、経営成績及び財政状態を勘案しつつ利益配当を検討してまいりたいと考えております。しかしながら現時点では、当社は事業の再構築に取り組んでいるため、当面は内部留保に努め、事業への投資資金の確保を優先しております。

(14) その他企業集団の現況に関する重要な事項

連結子会社㈱Seven Signatures International（以下、「SSI」といいます。）に対し、クレインズ・アセット・ホールディングス株式会社より訴訟の提起を受けております。

当該訴訟は、2011年７月に原告と米国法人であるデペロッパーとの間で締結した分譲居室に係る売買契約に関して、中野陽一郎氏（SSIの代表取締役でもあります。）及びSSI他２社（SSI以外は当社との資本関係はありません。）に対し、損害賠償を求める訴えを提起したもので、東京地方裁判所に係属中です。

2. 会社の株式に関する事項（2017年12月31日現在）

(1) 発行可能株式総数　9,276,400株

(2) 発行済株式の総数　2,382,580株

(3) 当事業年度末の株主数　1,124名

(4) 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
	(株)	(%)
稲田誉輝	1,332,000	55.9
渡邉一生	75,700	3.2
株式会社ＳＢＩ証券	36,500	1.5
株式会社シスキー	33,000	1.4
日本証券金融株式会社	28,200	1.2
堀口育代	25,000	1.0
林展宏	25,000	1.0
菅間淳	25,000	1.0
松井証券株式会社	23,200	1.0
土屋博之	21,600	0.9

(注)持株比率は自己株式45株を控除して計算しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度の末日に当社役員が有する職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

	第５回新株予約権
株主総会の決議	2012年10月４日
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	無償
行使価額	1,375円
新株予約権の数	104個
目的となる株式の数	10,400株
権利確定条件	①新株予約権の行使時において、当社株式が日本国内外の金融商品取引所に上場された日から１年間が経過していることを要する。 ②新株予約権者は、新株予約権の行使時において、当社または子会社の取締役、監査役、従業員のいずれかであることを要する。但し、任期満了による退任、定年による退任・退職もしくは会社都合によりこれらの地位を失った場合その他取締役会が正当な理由があると認めた場合についてはこの限りではない。 ③その他の条件については、当社と各割当対象者との間で締結する「新株予約権割当契約書」に定めるところによる。
行使期間	自2014年10月５日 至2022年10月４日
取締役	１名
社外取締役	―名
監査役	―名

(2) 当事業年度中に当社使用人に対して職務執行の対価として交付された新株予約権等の内容の概要

該当事項はありません。

(3) その他新株予約権等に関する重要な事項

当社は、中長期的な当社の業績拡大及び企業価値の増大を目指すにあたり、当社の取締役及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員の業績向上に対する意欲及び士気を高めることを目的として、一定の業績条件の達成を行使条件とする有償の新株予約権を発行することを2017年８月10日及び同月29日に決議し、下記の割当日に割り当てております。

	第６回新株予約権
割当日	2017年９月15日
目的となる株式の種類	普通株式
発行価額	1個当たり20円
行使価額	2,445円
新株予約権の数	25,200個
目的となる株式の数	25,200株
権利確定条件	①新株予約権者は、新株予約権の行使時において当社または当社子会社の取締役または従業員であることを要する。但し、任期満了による退任及び定年退職、その他正当な理由のある場合は、この限りではない。 ②新株予約権者は、下記(a)、(b) または (c) に掲げる各条件を充たした場合、各新株予約権者に割り当てられた本新株予約権のうち、それぞれ定められた割合（以下、「行使可能割合」という。）の個数を上限として、当該条件を最初に充たした期の有価証券報告書の提出日の翌月１日から行使することができる。なお、行使可能な新株予約権の数に１個未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てた数とする。 (a) 2018年12月期または2019年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが３億円超である場合　行使可能割合：10% (b) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが６億円超である場合　行使可能割合：60% (c) 2018年12月期乃至2022年12月期のうち、いずれかの期においてEBITDAが10億円超である場合　行使可能割合：100% 上記におけるEBITDAは、当社の有価証券報告書に記載された連結損益計算書における営業利益に、連結キャッシュ・フロー計算書に記載された減価償却費及びのれん償却額を加算した額をいうものとし、連結財務諸表を作成していない場合には、それぞれ損益計算書及びキャッシュ・フロー計算書とする。なお、適用される会計基準の変更等により参照すべきEBITDAの計算に用いる各指標の概念に重要な変更があった場合には、当社は合理的な範囲内において、別途参照すべき適正な指標及び数値を取締役会にて定めるものとする。
行使期間	自2019年４月１日 至2025年９月14日
当社取締役	４名
当社従業員	39名
当社子会社取締役	１名
当社子会社従業員	８名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等

氏　　名	地位及び担当	重要な兼職の状況
堀　口　育　代	代表取締役社長	
穐　田　誉　輝	取締役会長	株式会社みんなのウェディング　取締役会長 株式会社LITALICO　取締役（監査等委員）
竹　内　　徳	取締役	
菅　間　　淳	取締役	
林　　展　宏	取締役	
田　丸　正　敏	常勤監査役	
飯　島　一　郎	監査役	株式会社叶光　代表取締役 叶光創研株式会社　代表取締役 株式会社夢飛行　取締役 有限会社ゴーフォーブロック　取締役 公益財団法人松山バレエ団　理事 NPO法人日本マンガ教育文化普及協会　理事 東京税理士会　麻布支部　副支部長 株式会社アクティブコア　監査役 有限会社アクロスティック　監査役 有限会社ファンキー末吉　監査役 一般社団法人全国IT推進研究会　理事 株式会社TPC　取締役
永　井　正　孝	監査役	

（注）1. 取締役　堀口育代、穐田誉輝、菅間淳、林展宏は、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会において選任され同日付で就任いたしました。
2. 取締役　井端純一、清水菜保子は、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任いたしました。
3. 監査役　田丸正敏、飯島一郎、永井正孝は、社外監査役であります。
4. 監査役　田丸正敏は金融及び不動産業界において、財務、会計に関する長年の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 監査役　飯島一郎は税理士の資格を有しており、会計及び税務に関する相当程度の知見を有するものであります。
6. 監査役　永井正孝は事業会社において監査経験があり、コンプライアンス等の知見を有するものであります。
7. 当社は監査役　田丸正敏を、東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	支給人員	支　給　額	摘　　要
取　締　役	7名	45,821千円	
監　査　役	3名	4,920千円	（うち社外　3名　4,920千円）

（注）1. 上記には、2017年3月29日開催の第14回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役2名を含めております。
2. 取締役の報酬限度額は、2013年３月27日開催の第10回定時株主総会決議において、年額300,000千円以内（うち社外取締役の報酬額は年額30,000千円以内）と決議いたしております。また監査役の報酬限度額は、2007年１月24日開催の臨時株主総会決議において、年額10,000千円以内と決議いたしております。

(3) 社外役員に関する事項

① 監査役　田丸正敏

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、また、監査役会12回のうち12回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。また、その他重要な会議にも出席する等、社外出身の立場から常勤監査役として取締役の業務執行を監査しています。

② 監査役　飯島一郎

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

株式会社叶光	代表取締役
叶光創研株式会社	代表取締役

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

株式会社夢飛行	取締役
有限会社ゴーフォーブロック	取締役
公益財団法人松山バレエ団	理事
NPO法人日本マンガ教育文化普及協会	理事
東京税理士会　麻布支部	副支部長
株式会社アクティブコア	監査役
有限会社アクロスティック	監査役
有限会社ファンキー末吉	監査役
一般社団法人全国IT推進研究会	理事
株式会社TPC	取締役

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち20回、また、監査役会12回のうち12回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

（注）　監査役 飯島一郎が役員等を兼務する他の法人等と当社の間に特別な関係はありません。

③ 監査役　永井正孝

ア．他の法人等の業務執行者の兼任状況

該当事項はありません。

イ．他の法人等の社外役員の兼任状況

該当事項はありません。

ウ．主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

エ．当該事業年度における主な活動状況

取締役会及び監査役会への出席状況並びに発言状況

当事業年度に開催された取締役会20回のうち18回、また、監査役会12回のうち10回に出席しております。

出席した取締役会において、適宜取締役会の意思決定の適正性を確保するための質問、助言を行い、出席した監査役会において監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。社外者による公正・客観的な立場から取締役の業務執行を監査しております。

(4) 責任限定契約の内容の概要

いずれの社外監査役も、当社との間で、法令の定める限度まで損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結しております。

(5) 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、「ユーザーファースト」の理念を共有する少人数の取締役をもって取締役会を構成しております。近時のコーポレートガバナンス体制の充実に向けた社外取締役候補者の選定につきましても、「ユーザーファースト」の理念への共感を有する適任者を探しております。

今後とも、適任者の選定に向けた取り組みを進めてまいりますが、適任者ではない社外取締役を選任したとしても、迅速かつ柔軟な経営判断に支障を生じ、効率的な会社運営を阻害するおそれがある一方、経営に対する実効的な監督を期待することも難しいため、相当ではないと考えております。

なお、当社取締役会は、各業務管掌領域に精通した取締役による相互監督、及び、常勤監査役を含む社外監査役３名による取締役の職務執行の監視が有効に機能しております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

誠栄監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	14,500千円
②	当社及び当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	14,500千円

（注）1. 監査役会は会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その必要があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

6. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

当社は取締役会において以下のとおり「内部統制基本方針」として決議しております。

内部統制基本方針

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

① コンプライアンス体制

ア．当社は、社会から信頼が求められる情報メディア事業を行っており、その信頼が当社の企業価値であると認識しております。当社の企業活動に関する重要な法令、定款及び社内規程（以下「法令等」といいます。）に関するコンプライアンス体制を整備します。

イ．当社は、必要に応じて啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社のコンプライアンス体制の強化を図ります。

② 内部通報窓口の設置

当社は、法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、内部通報窓口を設置します。

③ 監査の実施

ア．代表取締役は、内部統制室を設置し、定期的に内部監査を実施し、当該内部監査の結果を速やかに監査役会に報告する体制とします。

イ．監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの構築・運用状況を含め、業務執行取締役の職務執行を監査します。

④ その他

ア．当社は、役員及び使用人の法令等違反の行為については、就業規則及び懲戒委員会規程等社内規程に基づき、適正に処分を行います。

イ．当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の法令等に基づき、適正な内部統制を整備・運用します。また、法令等に定められた開示は、適時適切に行います。

ウ．反社会的勢力に対しては、厳正に対応を行い、反社会的勢力とのかかわりを排除するため、新規取引先の全てについて、反社チェックを行います。

(2) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

① 各業務執行取締役の職務は、取締役会において決定された各業務執行取締役の担当する領域及び取締役会から委任を受けた範囲内で行います。日常的な意思決定においては、決定事項の重要性及びリスクに応じて決裁方法を区分し、これらを定めた「組織運営規程」に基づき意思決定を行うこととします。

② 当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの部門別目標を設定し、実績を管理します。

(3) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

① 業務執行取締役は、その職務の執行に係る文書その他の情報について、「文書管理規程」等の社内規程を整備し、法令等に従い適切に保存及び管理します。

② 取締役及び監査役は、これらの情報を必要に応じて閲覧できることとします。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

① 監査役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性について十分な検証を行います。

② 当社は、「個人情報保護規程」に基づき、個人情報保護体制の確立・強化を推進します。

③ 企業活動に関する重大な危機が発生した場合には、代表取締役を中心に危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

④ 監査役会及び内部統制室は、リスク管理体制の実効性について監査します。

(5) 次に掲げる体制その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

① 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

ア．当社は、子会社に過半数以上の取締役を派遣することにより、取締役会において定期的な財務報告及び重要な意思決定に関する事項の報告を受け、適正な子会社管理を確保する体制を構築します。

イ．子会社において、企業活動に関する重要な法令等違反の行為又は危機が発生した場合には、子会社の役員及び従業員は、速やかに当社が指定する方法により当社に報告するものとします。

② 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

ア．当社は、必要に応じて子会社にリスク管理を行うことを求めるとともに、当社グループ全体のリスクを網羅的・統括的に管理します。

イ．当社は、当社と各子会社のリスク管理に関する責任者との間での協議、情報共有、指示・要請の伝達等が効率的に行われる体制の整備を推進します。

ウ．当社は、子会社における企業活動に関する危機の報告を受領した場合には、当社代表取締役が中心となって危機への対応とその速やかな収拾に向けた活動を行います。

③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

ア．当社は、子会社の事業内容や規模等に応じて、子会社の指揮命令系統、権限及び意思決定その他の組織に関する体制を構築させます。

イ．子会社管理について、子会社に当社から役員を派遣することにより、子会社を指導・育成します。

ウ．当社は、必要に応じて、子会社に対して、法務業務等の間接業務を提供することにより、効率的な執行の体制を構築します。

エ．当社は、主要経営目標の設定及びその進捗についての定期的な検証を行うとともに、年度ごとの子会社別目標を設定し、実績を管理します。

④ 子会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

ア．当社は、子会社の役員及び使用人が適法かつ公正な事業活動に努める体制を構築します。

イ．当社は、必要に応じて、子会社に対して、啓発活動や研修を継続的に実施することにより、コンプライアンス意識の啓発を行い、当社グループ全体のコンプライアンス体制の強化を図ります。

ウ．当社は、当社子会社における法令等違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るため、原則として、子会社においても、当社に設置した内部通報窓口を利用できるものとします。

エ．当社は、子会社に、取締役ないし監査役を派遣し、業務執行の業況について把握すると共に、主要な子会社については、当社による内部監査を実施することにより業務の適正を確保します。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

当社は、監査役が求めた場合には、監査役の業務を補助すべき使用人を任命するものとします。なお、監査役の業務を補助すべき使用人に対する指揮権は、監査役が指定する補助すべき期間中は取締役の指揮命令は受けないものとし、監査役に委譲されるものとします。また、その人事については、監査役会の同意を得ることとします。

(7) 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

① 業務執行取締役は、その職務の執行状況について、取締役会を通じて監査役会に定期的に報告を行うほか、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。業務執行取締役は、当社に著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、直ちに、監査役会に当該事実を報告するものとします。

② 子会社の役員は、監査役会の求めに応じて監査役会に出席して、執行状況を報告することとします。子会社の役員は、当社グループに著しい損害を及ぼす恐れがある事実を発見した場合には、取締役会を通じて、監査役会に当該事実を報告するものとします。

③ 当社は、監査役会への報告を行った当社グループの役員及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を「内部通報規程」に定めるなどして、当社グループの役員及び使用人に周知徹底します。

(8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

① 監査役会は、自ら監査を行うほか、内部監査を有効に活用し連携することで、その実効性を高めるものとします。

② 監査役会は、内部監査計画について事前に報告を受けるとともに、必要に応じて内部監査計画の変更を依頼します。また、監査役会は、内部監査の実施状況を監督するほか、定期的に自ら内部監査も含めた業務の執行を監査することとします。

③ 監査役会は、会計監査人と定期的に情報交換を行うなど連携を密にし、会計に関する監査を行います。

④ 当社は、監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払、支出した費用等の償還または負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行について生じたものでないことを証明できる場合を除き、これに応じます。

運用状況の概要

当事業年度における上記体制の運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) コンプライアンス

・「内部通報規程」に基づき、当社の従業員を社内窓口とし、外部の弁護士を社外窓口とする通報者のプライバシーに配慮した内部通報制度を開始しました。

・「内部者取引管理規程」に基づき、全従業員に対して、不適切な内部者取引の防止にかかる研修を実施しました。

・全従業員に対して、コンプライアンス研修を実施しました。

・「内部監査規程」に基づき、内部統制室により実施される内部監査を通じて、各部署における法令等の遵守状況の確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(2) リスク管理

・取締役会は、経営上の重要な意思決定にあたり、損失の可能性を十分に検証しました。

・「内部監査規程」に基づき、内部統制室により毎月実施される内部監査を通じて、各部署における業務上のリスクの把握・確認を行い、必要に応じて適宜改善を図りました。

(3) 子会社経営管理

・子会社が重要事項を決定する場合、当社の取締役会において事前に承認をしています。また、子会社から財務状況及びその他の状況について、子会社から毎月報告を受けています。

・「内部監査規程」に基づき、当社の内部統制室が非上場子会社に対する内部監査を実施しました。

(4) 監査役会

・監査役会は、月1回以上開催され、監査役相互の情報交換を行うとともに、使用人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、業務についての調査を行いました。

・監査役会は、自ら監査を行うほか、内部統制室と連携を図り、内部統制室の実施した当社及び子会社に対する監査の内容及び結果につき報告を受け、またそれに対する指示を行い、 監査の実効性の向上を図りました。

・監査役は、会計監査人との密な連携を図るとともに、四半期ごとに会計監査人からの報告を受け、必要に応じて説明を求め、また情報交換を行うことで、会計に関する監査を行いました。

7. 株式会社の支配に関する基本方針

該当事項はありません。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率の表示桁未満は四捨五入して表示しております。

連結貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,364,820**	**流動負債**	**353,047**
現金及び預金	1,213,709	買掛金	39,956
売掛金	105,985	未払金	127,354
貯蔵品	160	未払費用	14,653
前払費用	19,685	1年内返済予定の長期借入金	50,004
短期貸付金	3,700	前受金	88,805
その他	25,279	未払法人税等	8,989
貸倒引当金	△3,700	預り金	13,929
固定資産	**228,073**	その他	9,354
有形固定資産	**32,441**	**固定負債**	**24,990**
建物	18,290	長期借入金	24,990
工具、器具及び備品	11,246	**負債合計**	**378,037**
その他	2,903	**純資産の部**	
無形固定資産	**176,189**	**株主資本**	**1,212,537**
商標権	1,497	**資本金**	**823,807**
ソフトウェア	4,267	**資本剰余金**	**964,723**
のれん	170,423	**利益剰余金**	**△575,818**
投資その他の資産	**19,442**	**自己株式**	**△174**
差入保証金	19,436	**その他の包括利益累計額**	**202**
破産更生債権等	852	為替換算調整勘定	202
長期未収入金	158,522	**新株予約権**	**2,116**
貸倒引当金	△159,368	**純資産合計**	**1,214,856**
資産合計	**1,592,893**	**負債・純資産合計**	**1,592,893**

連 結 損 益 計 算 書

（2017年１月１日から2017年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		1,296,728
売上原価		805,633
売上総利益		**491,095**
販売費及び一般管理費		806,363
営業損失（△）		**△315,267**
営業外収益		
受取利息	42	
貸倒引当金戻入額	5,163	
その他	482	5,688
営業外費用		
支払利息	1,519	
為替差損	600	
その他	853	2,972
経常損失（△）		**△312,552**
特別利益		
新株予約権戻入益	6	
事業分離における移転利益	32,653	
その他	431	33,091
特別損失		
固定資産除却損	556	
減損損失	896	
移転損失引当金繰入額	155	
保証金償却	1,173	2,782
税金等調整前当期純損失（△）		**△282,243**
法人税、住民税及び事業税		4,666
当期純損失（△）		**△286,910**
親会社株主に帰属する当期純損失（△）		**△286,910**

連結株主資本等変動計算書

(2017年１月１日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	813,860	802,837	△288,908	－	1,327,789
当期変動額					
新株の発行	9,946	9,936			19,883
親会社株主に帰属する当期純損失			△286,910		△286,910
自己株式の取得				△174	△174
株式交換による増加		151,949			151,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					－
当期変動額合計	9,946	161,886	△286,910	△174	△115,251
当期末残高	823,807	964,723	△575,818	△174	1,212,537

	その他の包括利益累計額		新株予約権	純資産合計
	為替換算調整勘定	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	－	－	2,187	1,329,976
当期変動額				
新株の発行				19,883
親会社株主に帰属する当期純損失				△286,910
自己株式の取得				△174
株式交換による増加				151,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	202	202	△71	131
当期変動額合計	202	202	△71	△115,119
当期末残高	202	202	2,116	1,214,856

貸借対照表

(2017年12月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
流動資産	**1,246,804**	**流動負債**	**163,960**
現金及び預金	998,259	買掛金	11,316
売掛金	96,127	未払金	58,549
貯蔵品	34	未払費用	11,216
前払費用	9,211	未払法人税等	8,679
短期貸付金	210,000	前受金	17,157
その他	22,008	1年内返済予定の長期借入金	50,004
貸倒引当金	△88,836	預り金	6,391
固定資産	**192,393**	その他	645
有形固定資産	**17,949**	**固定負債**	**24,990**
建物	7,897	長期借入金	24,990
工具、器具及び備品	10,051	**負債合計**	**188,950**
無形固定資産	**2,926**	**純資産の部**	
商標権	1,497	**株主資本**	**1,248,130**
ソフトウェア	1,428	**資本金**	**823,807**
投資その他の資産	**171,517**	**資本剰余金**	**964,723**
関係会社株式	154,134	資本準備金	964,723
破産更生債権等	852	**利益剰余金**	**△540,225**
差入保証金	17,376	その他利益剰余金	△540,225
貸倒引当金	△846	繰越利益剰余金	△540,225
		自己株式	**△174**
		新株予約権	**2,116**
		純資産合計	**1,250,247**
資産合計	**1,439,198**	**負債・純資産合計**	**1,439,198**

損　益　計　算　書

（2017年１月１日から2017年12月31日まで）

（単位：千円）

科　　目	金　　額	
売上高		638,048
売上原価		331,038
売上総利益		**307,010**
販売費及び一般管理費		568,571
営業損失（△）		**△261,561**
営業外収益		
受取利息	14,825	
業務受託収入	1,440	
その他	344	16,610
営業外費用		
支払利息	1,571	
その他	853	2,424
経常損失（△）		**△247,375**
特別利益		
新株予約権戻入益	6	
事業分離における移転利益	32,653	
その他	408	33,068
特別損失		
減損損失	896	
貸倒引当金繰入額	19,879	
移転損失引当金繰入額	155	
保証金償却	1,173	
その他	556	22,662
税引前当期純損失（△）		**△236,970**
法人税、住民税及び事業税	5,698	5,698
当期純損失（△）		**△242,668**

株主資本等変動計算書

(2017年１月１日から2017年12月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本							新株予約権	純資産合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計		
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計				
当期首残高	813,860	802,837	802,837	△297,557	△297,557	－	1,319,140	2,187	1,321,327
当期変動額									
新株の発行	9,946	9,936	9,936				19,883		19,883
当期純損失				△242,668	△242,668		△242,668		△242,668
自己株式の取得						△174	△174		△174
株式交換による増加		151,949	151,949				151,949		151,949
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）								△71	△71
当期変動額合計	9,946	161,886	161,886	△242,668	△242,668	△174	△71,009	△71	△71,080
当期末残高	823,807	964,723	964,723	△540,225	△540,225	△174	1,248,130	2,116	1,250,247

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年２月19日

株式会社　オ ウ チ ー ノ
　取　締　役　会　御　中

誠栄監査法人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　田　村 和　己　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　本 晃　一　㊞

当監査法人は、会社法第444条第４項の規定に基づき、株式会社オウチーノの2017年１月１日から2017年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社オウチーノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2018年２月19日

株式会社　オ ウ チ ー ノ
　取　締　役　会　御　中

誠栄監査法人

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　田　村　和　己　㊞

指　定　社　員
業務執行社員　公認会計士　森　本　晃　一　㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、株式会社オウチーノの2017年１月１日から2017年12月31日までの第15期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、2017年1月1日から2017年12月31日までの第15期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 誠栄監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2018年２月21日

株式会社 オウチーノ　監査役会

常勤社外監査役　田　丸　正　敏　㊞

社 外 監 査 役　飯　島　一　郎　㊞

社 外 監 査 役　永　井　正　孝　㊞

以　上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

今後の事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条(目的）につきまして、事業目的を追加するとともに、関連する条項の整理、字句等の変更を合わせて行うものであります。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
（目的）	（目的）
第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。	第２条　当会社は、次の事業を営むことを目的とする。
１（条文省略）	１．（現行通り）
２．インターネットによるホームページの企画、制作及び運営、開発、設計、製造、販売、使用許諾、保守、管理、輸出入およびこれらの仲介業	（条文削除）
３．コンピューター、通信システム、その周辺機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業	２．情報処理システム、通信システム、その周辺機器並びにソフトウェアの企画、開発、設計、製造、販売、賃貸、運用及びその代理業
４．広告事業	３．広告事業および広告代理業
５．広告代理業	（条文削除）
６．印刷事業	（条文削除）
７．出版事業	４．出版映像事業等
８．イベント（セミナー・講演会等）の企画、立案、制作、運営	５．イベントの企画、立案、制作、運営
９．市場調査に関する業務	６．リサーチおよびコンサルティング業務
１０．知的財産権（著作権・商品化権等）の実施、使用、利用許諾、維持、管理	７．知的財産権の実施、使用、利用許諾、維持、管理
１１．キャラクター商品の企画、開発及び著作権、意匠権、商標権の管理、使用許諾、譲渡並びにこれらの仲介、代理業	８．キャラクター商品の企画、開発、販売および権利の管理
１２．経営コンサルティング業務	（条文削除）
１３．金融業	９．金融業、貸金業および貸金代理業
１４．（条文省略）	１０．（現行通り）
１５．（条文省略）	１１．（現行通り）
１６．（条文省略）	１２．（現行通り）

現行定款	変更案
１７．（条文省略）	１３．（現行通り）
１８．衣料品、装身具、装飾品、日用雑貨、衣料雑貨、服飾雑貨、洋品雑貨、装飾雑貨、室内装飾品、備品等の賃貸、販売、輸出入及び仲介	１４．衣料品、装飾品、日用品等の製造、レンタル、販売および輸出入
１９．不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換管理およびその代理・仲介業	１５．不動産の売買、仲介、斡旋、賃貸、交換、管理、鑑定およびその代理、仲介業
２０．リフォーム住宅工事・建築・土木・解体工事の企画・設計・施工・請負・管理並びにこれらの仲介、コンサルティング業	１６．リフォーム住宅工事、建築、土木、解体工事の企画、設計、施工、請負、管理およびその代理、仲介業
２１．不動産の調査業務、コンサルティング調査、鑑定業	（条文削除）
２２．旅行業法に基づく旅行業	１７．旅行業法に基づく旅行業および旅行代理店業
２３．旅行代理店業	（条文削除）
２４．（条文省略）	１８．（現行通り）
２５．（条文省略）	１９．（現行通り）

第２号議案　取締役６名選任の件

取締役全員（５名）は、本総会の終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役６名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
1	堀口育代（ほりぐちいくよ） （1964年５月16日）	1987年４月　㈱リクルート（現　㈱リクルートホールディングス）入社 1995年８月　ぴあ㈱入社 1997年６月　㈱ベネッセコーポレーション入社 2007年４月　同社執行役員 2013年３月　ヤフー㈱入社 2014年５月　クックパッド㈱執行役 2017年３月　当社代表取締役社長（現任）	25,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況		所有する当社株式の数
2	穐田誉輝（あきた よしてる） （1969年４月29日）	1993年４月 1996年４月 1999年９月 2000年５月 2001年12月 2006年６月 2007年７月 2012年５月 2015年７月 2016年３月 2017年１月 2017年３月 2017年６月	㈱日本合同ファイナンス（現 ㈱ジャフコ）入社 ㈱ジャック（現 ㈱カーチスホールディングス）入社 ㈱アイシーピー代表取締役 ㈱カカクコム取締役 同社代表取締役社長 同社取締役相談役 クックパッド㈱取締役 同社代表執行役 ㈱みんなのウェディング取締役会長（現任） クックパッド㈱取締役兼執行役 同社取締役 当社取締役会長（現任） ㈱LITALICO取締役（監査等委員）（現任）	1,332,000株
3	竹内徳（たけうち とく） （1978年３月25日）	2003年２月 2005年３月 2006年12月 2009年３月 2014年３月 2015年３月	㈲フーディーズ 入社 ㈱アドパークコミュニケーションズ 入社 当社入社 当社取締役 メディアマーケティング部長 当社常務取締役 当社取締役（現任）	4,000株
4	菅間淳（かんま じゅん） （1971年７月26日）	1993年10月 1995年４月 1998年２月 2000年４月 2003年10月 2006年７月 2014年５月 2017年３月	公認会計士第２次試験合格 山一證券㈱入社 プライスウォーターハウスコンサルタント㈱（現 日本アイ・ビー・エム㈱）入社 メリルリンチ証券 東京支店入社 リーマンブラザーズ証券 東京支店入社 ドイツ証券㈱入社 クックパッド㈱執行役 当社取締役（現任）	25,000株
5	林展宏（はやし のぶひろ） （1961年１月10日）	1984年４月 2005年４月 2008年７月 2015年２月 2017年３月	安田生命保険相互会社（現 明治安田生命保険相互会社）入社 日本テレコム㈱（現 ソフトバンク㈱）執行役員人事本部長 ㈱シグマクシス パートナー兼人事ダイレクター クックパッド㈱執行役 当社取締役会（現任）	25,000株
6	※ 吉川崇倫（よしかわ たかみち） （1983年８月９日）	2008年４月 2012年６月 2015年１月 2017年５月	㈱サイバーエージェント入社 クックパッド㈱入社 クックパッド㈱技術部開発基盤グループグループ長 当社執行役員CTO（現任）	―株

（注）1. ※は新任の取締役候補者であります。
2. 穐田誉輝氏は、当社の大株主であります。その他の各取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 穐田誉輝氏は、会社法第2条第4号の2に定める親会社等であります。

4. 会社法施行規則第74条の２に規定する社外取締役を置くことが相当でない理由につきましては、本招集ご通知11頁の事業報告「4. 会社役員に関する事項 (5) 社外取締役を置くことが相当でない理由」に記載しております。

第３号議案　補欠監査役１名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役１名の選任をお願いいたしたいと存じます。 なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役候補者は次の通りであります。

氏　　名 (生 年 月 日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
宇賀村 彰彦 (うがむら あきひこ) (1974年９月４日)	1998年10月　中央監査法人入所 2002年４月　公認会計士登録 2009年９月　弁護士登録 2009年９月　鳥飼総合法律事務所入所 2016年１月　和田倉門法律事務所開設　パートナー 2017年８月　宇賀村・澤田法律事務所開設　代表（現任）	―株

(注) 1. 補欠監査役候補者と当社との間に、特別の利害関係はありません。
2. 宇賀村彰彦氏は、補欠の社外監査役として選任するものであります。
3. 宇賀村彰彦氏を補欠の社外監査役候補者とした理由は、同氏は、弁護士及び公認会計士として十分な知見を有しており、見識と経験を活かした監査が実現できると判断したためであります。
4. 法令に定める監査役の員数を欠き、宇賀村彰彦氏が社外監査役として就任した場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の責任を限定する契約を締結する予定であります。

第４号議案　ストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、以下の要領により、当社の取締役及び従業員並びに子会社の取締役及び従業員を対象とするストック・オプションとして発行する新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の募集事項の決定を取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

なお、当社取締役に対して付与いたしますストック・オプションとしての報酬額は、本件新株予約権の割当日において算定した新株予約権１個当たりの公正価額に、割り当てる本件新株予約権の総数を乗じた額となり、現在、社外取締役を含めた取締役の報酬額として2013年３月27日開催の第10回定時株主総会決議により、ご承認いただいております年額300,000千円に含めております。

また、第２号議案が原案通り、承認可決されますと、本議案の対象となる取締役は６名となります。

1．特に有利な条件により新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社及び当社子会社の取締役、従業員の業績向上に対する意欲や士気を高めるとともに、優秀な人材を確保することを目的として、当社及び当社子会社の取締役、従業員に対し新株予約権を無償で発行するものであります。

2．新株予約権の割当てを受ける者

当社及び当社子会社の取締役及び従業員

3．新株予約権の内容

（1）新株予約権の目的である株式の種類及び数

当社普通株式62,000株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で権利行使されていない新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果、１株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、上記のほか、本総会決議日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で必要と認められる株式数の調整を行うものとする。

（2）新株予約権の数

620個を上限とする。

なお、新株予約権１個当たりの目的となる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は100株とする。ただし、前項(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。

（3）新株予約権と引換えに払込む金銭

新株予約権と引換えに金銭を払込むことを要しないものとする。

（4）新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権１個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式１株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。行使価額は以下のとおりとする。

新株予約権割当て当日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値に1.05を乗じた金額（１円未満の端数は切り上げる。）または割当日の終値

（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値）のいずれか高い金額とする。

なお、新株予約権割当日の後、当社が当社普通株式につき、株式分割または株式併合を行う場合、行使価額を次に定める算式により調整し、調整の結果生じる１円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、新株予約権割当日の後、当社が時価を下回る価額で募集株式を発行（株式の無償割当てによる株式の発行及び自己株式を交付する場合を含み、新株予約権（新株予約権付社債を含む。）の行使による場合及び当社の普通株式に転換できる証券の転換（取得の対価として当社の株式を交付する場合を含む。）による場合を除く。）する場合、次の算式（以下、「行使価額調整式」という。）により行使価額を調整し、調整による１円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額×

$$\frac{\text{既発行株式数} + \dfrac{\text{新規発行株式数} \times \text{１株当たり払込金額}}{\text{募集株式発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記の算式中の「既発行株式数」とは、当社の発行済株式総数から当社の保有する自己株式の数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合、「新規発行株式数」を「処分する自己株式の数」に読み替えるものとする。

さらに、行使価額調整式中の募集株式発行前の時価は、調整後転換価額を適用する日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

（５）新株予約権を行使することができる期間

新株予約権の割当日より１年を経過した日を始期として、割当日より10年を経過する日まで

（６）新株予約権の行使条件

① 新株予約権者は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役または従業員の地位にあることを要するものとする。ただし、任期満了による退任、定年退職、転籍その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。

② 新株予約権者が権利行使期間前から休職しておらず、かつ新株予約権者が権利行使期間中に死亡した場合は、相続開始後１年内に限り、その相続人が当社所定の手続きに従い、当該新株予約権者が付与された権利の範囲内で新株予約権を行使できるものとする。ただし、相続人が死亡して再び相続が生じた場合の相続人には権利行使を認めない。

③ その他の権利行使条件については、当社と新株予約権者の割当を受ける者との間で締結する契約に定める。

（７）新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第１項に従い計算される資本金等増加限度額（以下、「資本金等増加限度額」という。）の２分の１に相当する額。ただし、１円未満の端数が生じる場合、その端数を切り上げるものとし、本新株予約権の行使に応じて行う株式の交付にかかる費用の額として資本金等増加限度額から減ずるべき額は、０円とする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を控除した額とする。

（８）新株予約権の取得事由

① 当社が吸収合併消滅会社もしくは新設合併消滅会社となる吸収合併契約もしくは新設合併契約、当社が株式交換完全子会社となる株式交換契約もしくは当社が株式移転完全子会社となる株式移転計画、または当社が吸収分割会社となる吸収分割契約もしくは新設分割会社となる新設分割計画について株主総会の承認（株主総会の承認を要しない場合は取締役会の承認）がなされ、かつ、当社が取締役会決議により本新株予約権の取得を必要と認めて一定の日を定め、当該日が到来したときは、当該日に当社は本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

② 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

③ 本新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式についての定めを設ける定款の変更承認の議案が可決された場合には、本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

④　本新株予約権の割当てを受けた者が上記(６)の条件に該当しなくなった場合、当社は新株予約権者に割り当てられた本新株予約権の全部を無償にて取得することができる。

(９) 組織再編における新株予約権の消滅及び再編対象会社の新株予約権の交付の内容に関する決定方針

当社が、合併（当社が消滅会社となる合併に限る。)、吸収分割もしくは新設分割、株式交換または株式移転（以下を総称して「組織再編行為」という。）をする場合であって、かつ、当該組織再編行為にかかる契約または計画において、会社法第236条第１項第８号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれに交付する旨を定めた場合に限り、組織再編行為の効力発生日（新設型再編においては設立登記申請日。以下、同じ。）の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、当該本新株予約権の消滅と引き換えに、再編対象会社の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。

①　交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存する新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

②　新株予約権の目的である株式の種類及び数または算定方法

新株予約権の目的である株式の種類は、再編対象会社の普通株式とする。新株予約権の目的である株式の数は、組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の目的である株式の数に合併比率または株式交換もしくは株式移転比率を乗じた数に必要な調整を行った数とし、組織再編の効力発生日後は上記３(１)に準じて調整する。

③　新株予約権の行使に際して出資される金額または算定方法

組織再編行為の効力発生日の前日における本新株予約権の出資金額に、必要な調整を行った額とし、組織再編の効力発生日後は上記３(２)に準じて調整する。

④　新株予約権を行使することができる期間

本新株予約権を行使することができる期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、本新株予約権を行使することができる期間の満了日までとする。

⑤　新株予約権の行使の条件

上記３（６）に準じて決定する。

⑥　新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記３（７）に準じて決定するものとする。

⑦　譲渡による新株予約権の譲渡による取得の制限

譲渡による新株予約権の譲渡による取得については、再編対象会社の承認を要するものとする。

⑧ 再編対象会社による新株予約権の取得事由

上記３（８）に準じて決定する。

(10) 行使時に交付すべき株式数の１株に満たない端数の処理

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に１株に満たない端数がある場合には、当該端数を切り捨てるものとする。

(11) その他の内容

新株予約権の発行に関するその他の内容については、別途開催される取締役会決議において定める。

以上

〈メ　モ　欄〉

第15回定時株主総会会場ご案内図

会　場：東京都港区芝公園二丁目５番20号
　　メルパルク東京　６階「ラ・ルミエール」

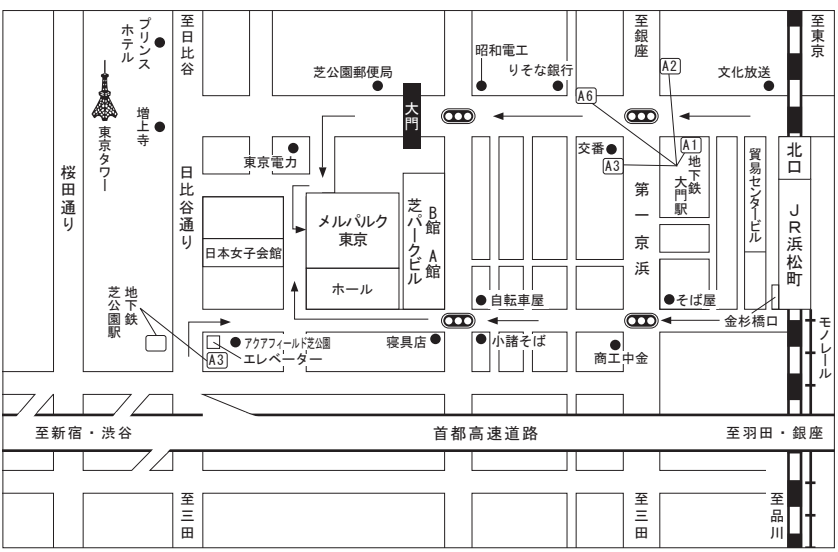

（交通）　●JR・モノレール
　　浜松町駅(北口)より徒歩10分
●都営地下鉄三田線
　　芝公園駅A3出口より徒歩５分
●都営地下鉄浅草線・大江戸線
　　大門駅A3・A6出口より徒歩７分